

令和6年度 埋蔵文化財発掘調査業務仕様書

逗子市教育委員会

1. 業務の目的

本業務は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第99条に基づいて逗子市教育委員会が実施する周知の埋蔵文化財包蔵地等における試掘確認調査及び本発掘調査等における調査作業を行うものである。

2. 業務の対象

本業務の対象となる箇所は、逗子市遺跡分布図（別添）に示す周知の埋蔵文化財包蔵地のほか、逗子市教育委員会が指定する箇所とする。

3. 業務の期間

本業務の期間は、令和6年7月1日から令和7年3月31日までとし、このうち稼働日は教育委員会の指定する日とする。

4. 契約方法

単価契約とする。

5. 業務の内容

本業務は、逗子市教育委員会社会教育課職員（以下、担当者とする）の指示により、適宜、調査補助員、調査作業員、重機等を日々派遣し、試掘確認調査及び本発掘調査等にかかる諸作業を実施するもので、その内容は次のとおりとする。

なお、契約期間内において、18件の試掘確認調査を想定するが、開発対応という業務の特性上、日数の増減も見込まれる。

- 1) 調査補助員は、担当者を補佐し、調査平面図・断面図等の記録作成等を行う。
- 2) 調査作業員は、調査地の環境整備（草木伐採及び現場養生等）、掘削、精査、埋め戻し、復旧作業等を行う。
- 3) バックホウは各現場の条件に応じ、担当者の指示により以下の規格から派遣するものとする。
 - ①クローラ型 標準バケット容積 平積0.10 m³相当 オペレータ（特殊作業員）を含む。
 - ②クローラ型 標準バケット容積 平積0.20 m³相当 オペレータ（特殊運転手）を含む。
 - ③クローラ型 標準バケット容積 平積0.35 m³相当 オペレータ（特殊運転手）を含む。
- 4) タンパ（ランマ）は埋め戻し作業にあたって、以下の規格で派遣するものとする。

○質量60～80 kg オペレータ（普通作業員）を含む。
- 5) その他、発掘調査補助員、発掘作業員、特殊作業員等は必要に応じて担当者が指示する作業を行う。
- 6) 以上の作業に必要な調査機材・測量機材及び仮設機材（トイレ、テント、囲い柵、防塵ネット等）の調達管理は、受注者が行うものとする。
- 7) バックホウ、タンパ（ランマ）の回送費、調査機材・測量機材及び仮設機材に係る賃料並びに運搬等に係る経費は、すべて諸経費に含む。

6. 業務の特殊性

本業務の文化財調査という学術的性格に鑑み、調査補助員は三浦半島地区の考古学に関する専門的な知識と経験を有することが望ましい。また、調査作業員は発掘調査作業の経験を有するものとする。

7. 安全衛生

本業務の遂行に当たっては、必要に応じて受注者において防塵ネット、囲さくを設置する等、安全対策の措置を講ずるとともに、調査期間や作業場所等の条件に応じて仮設トイレ等を設置するなど衛生管理に十分配慮すること。

8. 業務の検査

本業務に関して、受注者は、作業終了後すみやかに人員機材の稼働状況を記録した作業日報（写真を含む）及び完了届を提出し、発注者の検査を受けること。

9. 支払い方法

受注者は、前項の検査に合格したときは、適法な手続きにしたがって支払い金額を請求することができる。支払い金額の算出にあたっては、人員機材の稼働状況から直接経費を計上し、この額に応じて共通調査費、現場管理費及び一般管理費を算出して求めた発掘調査価格に、消費税額 10 パーセントを加えたものとする。

10. 個人情報

個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」によるものとする。

11. その他

本仕様書に明記がない事項及び疑義を生じた場合は、発注者、受注者がその都度協議して決定するものとする。